

令和7年9月1日

関係者 各位

宇治市建設総括室

建築工事等における週休2日促進工事試行要領の改定について（お知らせ）

1. 試行要領の改定

宇治市が発注する建築及び設備工事においては、令和7年4月1日より「週休2日促進工事試行要領」を定め週休2日促進工事に取り組んでおりますが、京都府が定める「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」が令和7年6月に改定されたことに伴い、宇治市の予定価格算出に必要な労務費補正係数を京都府の実施要領に準じた係数へ改定します。

なお、土木工事の改定については決まり次第お知らせいたします。

2. 改定内容（労務費補正係数）

- ① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04 → 1.02
 - ② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02 → 1.00（補正なし）
- ※宇治市では、「完全週休2日（土日）」は適用しません。

3. 適用開始日

令和7年9月26日以降の入札公告又は入札通知等を行う工事から適用します。

4. その他

令和7年9月26日以降に適用する「宇治市建築工事等における週休2日促進工事試行要領」及び提出書類については宇治市ホームページに掲載しています。（提出書類の変更なし。）

<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/30/87084.html>